

第24回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 2 4 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 8 年 6 月 2 8 日 (火曜日) 午後 2 時 0 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 開 議
- 日程第 3 議事録署名委員の指名 7 番 齋藤定男委員 9 番 萩原正弘委員
- 日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 5 条許可申請承認について
議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について
議案第 3 号 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第 4 号 農地法第 3 条に係る「別段の面積」の設定について
- 日程第 5 協議事項 ① 7 月の農業委員会総会の日程について
② 利用状況調査の結果について
③ その他
- 日程第 6 諸報告 ① 会長専決
② その他
- 日程第 7 閉 会 午後 3 時 2 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（2名）

5番	山田春雄君	8番	田中明君
----	-------	----	------

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆さん、こんにちは。

本日は足元の悪い中、総会にご出席いただきありがとうございます。

それでは、ただ今から第24回和光市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日は田中委員と山田委員から欠席の連絡が入っております。

会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 改めまして、こんにちは。

本日は雨の中、足元の悪い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それから、先日の利用状況調査、皆様方のご協力によりまして無事終わらせることができました。ありがとうございます。

それでは、総会を始めたいと思います。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 議事録署名委員ですが、7番、齋藤定男委員、9番、萩原正弘委員をお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移りたいと思います。

議案第1号 農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（高橋） それでは、議案第1号の農地法第5条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件は、市街化調整区域内の農地を賃貸人の自己資金で農地以外のものに転用した上で、賃借人と賃借権を設定するための申請です。

まず、申請の経緯について説明いたします。賃貸人のAさんは、現在ご高齢に伴う病気のために、医師から農作業を控えるように注意を受けております。そのような折に、主に都内や戸田市内で公共事業の建設事業を営む賃借人のBが、現在使用中の資材置場について契約期間の満了に伴う立ち退きを求められており、代替地を探しておりました。それについて聞き及んだ賃貸人が自己資金で資材置場を造成した後、賃借人に一括貸しすることで賃貸借契約の合意に至ったことから、資材置場を目的として転用の申請が出されました。

続いて、申請地の利用計画について説明いたします。

お手元の差替え資料をご覧ください。

差替え内容についてですが、一番上の図面にあります右上のほうに、4トンダンプの四角い枠が入っているかと思いますが、その上のほうに水道管引き込みについての書き込みが追加されました。そちらについてのみ差替えで変わっておりますのでご確認ください。

まず申請地は北側を開口部としまして幅6メートルの出入口口に軽量合板ゲートを設けます。場内全体は掘削後15センチの厚さで砕石を敷いて転圧し、出入口付近についてはコンクリート舗装で仕上げます。周囲については二、三メートルの軽量合板を設置し、その外側に重量ブロック3段積みをし、その上に1.5メートルのネットフェンスを設置予定です。また、南東部分には、型枠材加工のために電気コンセントを設置し、現在出入口付近に設置されている水道管については、北西付近に移動予定です。

それと、図面には入っておりませんが、日没が早くなる秋ごろに照明を設置予定と代理人から説明を受けております。

申請地の使用予定業者であるBは、道路、上下水道工事等を主たる業務とし、本店所在地は埼玉県戸田市本町*丁目**番**号となります。現在東京都板橋区新河岸*丁目**番**号を資材置場として利用しておりますが、貸主である親会社のCより事業展開を理由として契約期間の満了に伴う立ち退きを求められており、申請地を一括で借りて長尺単管パイプ200本、足場クランプ類、型枠材、仮設材、現場用資材のほか、中型ユニック4トン2台、中型ダンプ4トン2台、普通ダンプ2トン2台、普通自動車2台を収容予定です。

続きまして、許可要件との整合性ですが、申請目的実現の可能性については、まず申請目的が資材置場ですので他法令との調整は必要ございません。また、計画の資金調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

計画面積の妥当性ですが、現在板橋区で使用中の資材置場の面積が646平米であり、申請地の面積が663平米であることから、計画に示された配置により収容が可能であり、面積は

妥当であると判断できます。

周辺農地についてですが、西側と南側が隣接しておりますが、軽量合板及び重量ブロックとネットフェンスの設置により砂利等の飛散を防除する予定です。計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており影響はない見通しです。

隣地所有者の同意につきましては、南側隣地所有者のDさんより異議なく隣地同意書が提出されております。また、西側隣地所有者のEさんからは、隣地境界に重量ブロック3段積みとその上にネットフェンス1.5メートルを設置し、その内側に軽量合板2メートルを設置することを条件に隣地同意書が提出されております。

ただし、6月22日に代理人が来庁した際に、さきに説明しましたとおり日没が早くなる秋ごろに照明を設置予定との説明を受けまして、隣地同意書が提出された段階では隣地所有者に対してその旨の説明がなされていないため、代理人を通じて隣地所有者への説明及び理解を求めるよう事務局から指導しました。昨日午前中に、念のため事務局から直接隣地所有者の方に確認の電話をしたのですが、残念ながら隣地所有者のDさん、Eさんともに照明を設置することについて代理人から説明を受けていないとのことでした。照明を設置することについてはDさんは特に問題ないとのこと、Eさんは照明の設置も仕方ないとのことご回答で、一応ご同意いただけるとのことでした。

また、申請時に代理人に現在使用中の資材置場にプレハブ等の建築物がないか確認をしたところ、ありませんとの回答でしたが、事務局で現場を確認したところ、これからお返しする写真にも写っております事務所のようなものと工事用の資材を保管する倉庫のようなものが置いてありました。現在使用中の板橋区の資材置場は調整区域ではないため、違反をしているわけではありませんが、転用時に調整区域内に建築物が置かれる可能性もあったため、会長にも相談の上、誓約書とは別に申請者及び代理人から確約書を提出してもらっております。

確約書の内容としましては、1、通行近隣農地及び耕作者に迷惑をかけない。2、使用期間中に建築物を設置及び建設しない。3、工事及び許可後の土地利用については土地利用計画図等に従って事業計画どおりに実施する。4、その他の他法令を順守し、問題が生じた場合には行政側の指示に従い、速やかに対処するの4点となっております。加えて、賃借人であるBの代表取締役社長であるF氏と直接電話で話をいたしました。社長の話では、プレハブは設置しないが、資材を保管する小屋のようなものは置く予定であるとのことでしたが、建築課に確認の上、屋根と壁で三方が囲まれているものは建築物に当たるとのことでしたの

で、調整区域内にそういった建築物は設置できない旨の説明をし、一応のご理解をいただきましてさきに説明した確約書を提出いただいたところです。

最後に、農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、宅地化が見込まれる区域で、市街化からおおむね500m以内、その規模がおおむね10ha未満であり、転用可能な第二種農地と判断できます。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきまして参考人と呼んでおりますが、その前に、この議案、代理人はGです。Gは、度々問題を起こしていますので、事務局サイドで直接当事者の方と接触していただきまして、それで内容を確認して問題がないということで、議案として上げることにいたしました。ちょっと概要なんですけど、そういうことでやっております。

何か質問等があったら。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか、参考人に入ってくださいまして。

では、お願いします。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。賃借人B、賃貸人Aさんの代理人といたしまして、Gさんにおいでいただきました。

Gさん、本日はどうもご苦労様です。度々お越しいただいているので内容はわかると思うんですが、概要を説明していただきまして、それから委員からの質問にお答え願います。発言は指名してからお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○参考人(G) 今回申請させていただいたのはBさんという会社で、戸田の本町というところに本社がございます。事業所としては重機置場、車両置場、その他工事に必要な部材などは置かせていただいていると。今、板橋の新河岸というところに置かれています。そこを今度は、こちらが許可になればこちらのほうに全部移動してくるという形になります。

和光に来るのが初めてなものですから、どうして和光が選ばれたかという、戸田のほうもたくさん探されたそうですが、どうしても見つからない。小さいものがなくて大きいものは工場用地、そういうものはあったそうなんですけど、そんな大きいものは必要ないものですから、そちらのほうがなかなか合わないということで、今回私どもにちょっと話があっつか

ら、もう去年の12月ごろから大体話し合いをいただいたんですが、なかなか和光でもちょっと見つからなかったものですから、ちょっと隣の朝霞も随分探してみたんですけども、やはりなかなか出てきませんし、Vの反対側の学校があるところなんかはちょっとやっぱり和光と同じ4丁目、8丁目、同じ農振区域であの辺もだめということで、なかなか見つからずに、今回たまたまそういうAさんのほうからお話いただいたので、それであればここを、どんな会社かわかりませんが、ちょっとご案内させていただきませんかということで、いいということでちょっと見させていただけいたら、坪数的に非常に探していた物件と合致しまして、非常に坪数もそんなに広くもないし、非常にありがたい話だということで今回Aさんのほうの農地のほうにお世話になることになりました。

それで申請させていただきました。何とぞよろしく申し上げます。そういういきさつです。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは質問に移りたいと思います。

質問のある方はお願いいたします。

○参考人（G） すいません、ちょっとよろしいですか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 1つ説明していないものがあつたんですが、お仕事のほうは公共工事、戸田市の公共工事、あとは都内の、東京都の上下水道の工事です。一般のほうは余りやっていないということで、あとは年間を通して公共工事があるわけではないものですから、NTTの工事を約30%やらせていただいている、そういう会社でございます。申し訳ございません。

○柴崎議長 今、上下水道とおっしゃいましたけれども、水道関係もやっているんですか。

○参考人（G） そうです。

○柴崎議長 水道と、要するにNTTと両方やっているんですか。

○参考人（G） はい。一般家庭はやりませんが、都内の大きい道路、その埋設管の交換。

○柴崎議長 そういうのもやっているんですか。

○参考人（G） はい、すみませんでした。

○柴崎議長 質問、どうでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 建物は建てないと言いますが、本当に建てないんですか。

○参考人（G） はい、そうです。なしでいいです。

○加藤委員 現在のところは、先ほどの写真を見ましたら資材置場みたいなものが建っているんですが、プレハブみたいなもの。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） あれは一応、本社のほうでお持ちになっている、Cさんという会社のものになるので。

戸田のほうですか。

○加藤委員 戸田のほう。

○参考人（G） あれは借りているんです。

○柴崎議長 加藤委員、いいですか。

○加藤委員 はい。

○柴崎議長 こちらには建てないんですね。

○参考人（G） そうです。

○柴崎議長 ほかに質問がある方。

吉田委員。

○吉田委員 これは、道路が5メートル道路なんですけれども、4トン車とか結構大きいと思うんですけれども、出入りの時間帯と、あとこれは行く方向が2路線あると思うんですけれども、これはどのような経路になるのでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 2方向は使わずに、要するにここの学校の裏のほうに出るようなところもあるみたいですが、そちらのほうは使わずに、もうここをすぐストレートに前に出せばバス停のところに、あそこに直接行く形です。ほかは通りません。というと、夜の仕事も多いものですから、朝必ず、毎日朝通らなければいけないということもないものですから。通学路は、通勤は使いません。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 この道路、結構農業用の方が道路にとめていることが多いので、なるべくその方たちに迷惑をかけないようにして通っていただくようにお願いします。

○参考人（G） わかりました。私のほうからも注意しておきます。

わかりました、ありがとうございます。

○柴崎議長 ほかに質問がある方。

吉田委員。

○吉田委員 Gさん、今までいろんなところの申請をされてきて、今までいろいろなことがあったと思うんですけれども、こういう計画図でありますけれども、こういう計画どおりに全部進むんですか。進まなかったところってやっぱり、机上の上ではこういうふうになるけれども、実際に整備を進めてみたらならなかったよというところも多々あったのかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） それで、現場のほうに置いておいて、ここに持ってこられないという場合もあるんです。長く使うと結局部材はここに置きたいといっても現場のほうにあるものですから、現場からこっちへ持ってこられないという。仕事が終われば持ってこられるんですけれども、その間はちょっと持ってこられないという場合もあります。毎日ここを使うわけではないので。結局、仕事ですからNTTの仕事をして地下の30メートル、50メートル下を走っていますので、そこで部材を置きっぱなしなんだそうです。工事が終われば引き上げてきてここに置くそうです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 質問の内容は、この計画図に、どこにこの単管を置いて、クランプを置いて、型枠を置いて、仮設材、現場資材を置くとかとなっているんですけれども、この土地の660平米ちょっとのところでは計画していますけれども、これと同じようにちゃんと現場で確実にできるのでしょうか。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） 毎日ここに、先ほど説明をさせてもらったように置かない場合もありますので、一応計画としてはこれですから、一応こういう形で使う予定はしております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 後で現場で多少、この計画図どおりに進まないということもあるということですよ。

○参考人（G） 実際置いてみたら使い勝手がこれでは悪いなという場合もあるかと思えますけれども。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 計画図どおりに進まない場合は、そのときには速やかに事務局のほうに連絡をいただきたいんですけれども。

○柴崎議長 Gさん。

○参考人（G） わかりました。

○柴崎議長 お願いします。

ほかに質問がある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

さっき事務局から説明があったんですけども、照明を設けるということなんですが、まだ周り近所の方に説明に行っていないとかと言っていたんですけど、その辺はどうなんですか。

○参考人（G） 今すぐには置かないんですが、冬場日が短くなったときに例えば工具なんかを取りに行ったときに日が短いので、そのときにちょっと電気が。もちろんつけっ放しということはしませんけれども、そのときだけちょっと電気をつけさせてもらえればということなんです。

○柴崎議長 ただ、周りの方に説明しないとうまくないのではないのでしょうか。

○参考人（G） 一応それは話はさせてもらったんですけども……

○柴崎議長 さっき事務局はまだやっていないと言っていましたよ。

○参考人（G） いや、今日ちょっと後……

○柴崎議長 これから行くんですか。

○参考人（G） 先ほどあったんで、話。行ってもなかなか会えない部分もありますので。

農家の方でしたら大体いると思いますので、後で説明に行きたいと思います。ただ、サラリーマンの方は後日になってしまうと思います。

○柴崎議長 近所の方は一応2件とも農家の方だと思うんですけども、その辺ちゃんとお願いします。

○参考人（G） Dさんは農家の方なんですけれども、こちらのEさんはお勤めしているものですから。名義が今4人いらっしゃいますので。

○柴崎議長 そうなんですか。でも誰か代表の1人の方が納得してくれれば。

○参考人（G） 4人名義なものですから。

ご迷惑かけないようにいたしますので。

○柴崎議長 お願いします。

○参考人（G） はい。

○柴崎議長 照明をつける段階で事務局に報告をお願いします。

○参考人（G） わかりました。はい。

○柴崎議長 それから、水道管の引込みというのは、これは何をされるんですか。水道管の引込みということで図面を変更されていますけれども、この水道というのは何か使うんですか。

○参考人（G） 水道管ですか。新しいものを取りつけもしますけれども、古いものも一時的に持ってきて引き上げてきたときに置く場合もあるそうです。

○柴崎議長 違う、そうじゃなくて、水道管を引込んでいますけれども、それは何に使うんですか。

○参考人（G） ごめんなさい。手を洗ったりそういう形だそうです。車を洗うということはないんです。作業車ですから。

○柴崎議長 ほかに質問がある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは質問がないようですので、本日はどうもありがとうございました。

○参考人（G） ありがとうございました。

（参考人退室）

○柴崎議長 それではみなさんから何かございましたら。

ちょっとGさんは、今まで結構勝手に借りる人と貸主の了解なしで行っていることが多いもので、今回に関しましてはとりあえず、先ほど申しましたように借主と貸主のほうに確認して確約書をもらうという形をとりましたから、特に大丈夫だと思うんですが、何か質問ありますか。

畑中委員。

○畑中委員 ちょっと質問を。ちょっと私が勉強不足なんですけれども、側面のネットフェンスと鋼板の件なんですけれども、以前こちらの総会でも問題になったと思うんですけれども、高さ3メートルということなんですけれども、強風等を考えたときに、周りは農地で直接の影響はないと思うんですけれども、以前農業委員会に出たところの畑の方がちょうどこのような形状の鋼板をやって、強風で道に曲がって出ちゃったという場合がありますね。ただ、どうしても防犯上鋼板が必要だと言われると、そうなのかなという部分も、低いと役目をしないという部分もあるかと思うんですけれども、鋼板を3メートルというのは、これは全然農業委員会で問題になるような高さではないんですか。

○柴崎議長 どうなんです、事務局。

○事務局（高橋） いいですか。

○柴崎議長 お願いします。

事務局。

○事務局（高橋） 今までこの高さについては特に許可権者である埼玉県の指導等も特に、この高さだとだめだよというようなことを言われたことはないので、恐らく3メートルでも問題はないかとは思っております。

○吉田委員 一時、2メートルまでとなったんじゃないですか。

○柴崎議長 たしかそんなような気がしないでもないんだけども。

○吉田委員 北側は2メートル。それで、地主さんの隣地の方に承諾を得れば3メートルまでできて、例えば3メートル積んで1メートル日陰になっちゃったんで、そこは保障するとかというのが以前、二、三件あったと思うんですけども。前1回それ質問したんだよね、4年ぐらい前に。

○柴崎議長 そんなのあったかな。ちょっと私の記憶にないんだけども。

○吉田委員 ありました。2メートルまでというのでなっていたと記憶しています。

○柴崎議長 これは環境課か何かで基準があるとか。環境課でしたでしょうか。

○吉田委員 今はなくなってしまったんですね。景観何とかかな。

○柴崎議長 景観に配慮して、中のごみを見せないようにするためですね。

○吉田委員 逆にやってもいいとなっちゃったんだよね。

○柴崎議長 逆なんですよ、たしか考え方が。環境課が所管する規制があったと思います。

○吉田委員 昔は2メートルまでだと中が汚いんで見えなくしろというので、逆に3メートルまで上げたんですって。

○柴崎議長 ちょっと私も記憶にないんだけど。

○吉田委員 最初は本当は2メートルまでだったんですね。それが中が汚いんで見えないように景観のあれで3メートルまで逆に上げたの。だからオーケーになっちゃったのかもしれない。

○柴崎議長 わかりました。ちょっと2メートル、3メートル、それだけ確認をお願いします。

○事務局（渡辺） はい、わかりました。

○柴崎議長 ほかに質問がある方。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当だということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よってこの議案は承認されました。

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(高橋) 議案第2号の補足説明をいたします。

本案件は生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明です。

この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取申出する際の必要書類となります。

今回、農業委員会に申請された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地においてHさんがご存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものです。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者をいいます。本案件では亡くなられたHさんは76歳でしたが、この方が亡くなられたことに伴い、息子のIさんからの申請となります。現在は先ほど申しましたとおりの状況ですが、平成26年度の8.1調査では農業従事日数は200日となっております。

農地の現在の状況につきましては、6月21日に萩原委員にご同行いただいて確認してまいりました。

以上を踏まえての申請となります。

土地の管理状況は、今写真をお返ししております。

Hさんが主たる従事者であるかどうかについてのご審議をお願いいたします。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 この議案、萩原委員が現地調査をしていますので、現地調査の結果を報告していただきたいと思います。

萩原委員。

○萩原委員 見ましたところ、写真のとおりきれいになってありますので、問題ないと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では採決に移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

○柴崎議長 続きまして、議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 議案第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてですが、こちらは先月の総会でもご説明いたしましたが、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてのみ、市内農業者に意見を募った上でホームページ上で公表し、埼玉県に提出することとなっております。

6月の農家だよりに掲載をしまして市内農業者の方に意見を募りましたが、特にご意見がなかったため、それを踏まえて改めて事務局案をお示しした形となります。委員の皆様から何かございましたらご意見をいただきまして、最終的に今月中に和光市ホームページにて公表の上、さいたま農林振興センターへ提出をしたいと思います。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ですが、ご意見、ご質問等あつ

たらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について

○柴崎議長 続きまして、議案第4号農地法第3条に係る「別段の面積」の設定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(高橋) 議案第4号農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について説明いたします。

本案件は農地法第3条の許可要件の一つである下限面積要件に関するものです。

下限面積要件につきましては、これまでも議案においてご説明してまいりましたが、耕作目的で農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の許可を受ける必要があります。この場合、農地を取得しようとする者が現在耕作の事業に供している農地と新たに権利を取得しようとする農地の合計面積が50アール、つまり5,000平米に達しなければなりません。具体的な事例につきましては、昨年の総会においてもご説明させていただいたため割愛させていただきますが、和光市においては現在、2010年の農林業センサスに基づいて下限面積を3,000平米以上に設定することが可能となっております。この点につきまして、昨年の総会において40アールまで引き下げてもよいのではないかとのご意見をいただき、2015年の農林業センサスが出てから再検討することとなっておりますが、残念ながらそちらにつきまして現在概要のみしかまだ掲載がされていない状況です。

そのため、朝霞4市の状況につきまして他の3市事務局に確認をとったのですが、3市とも現在別段面積を設定する予定はないとのことでした。そのほか、別段面積を設定できる朝霞及び志木においては、総会等で農業委員の方から別段面積を設定したほうがよいとの意見もまだ出ていないとのことでした。

また、今回の議案書に同封いたしました埼玉県内の別段面積をお示しした表をご覧いただけたらと思いますが、埼玉県内において別段面積を設定している市町村はまだ少なく、特に北足立管内の農業委員会においては別段面積を設定している市町村はまだありません。加えて、別段面積を設定している市町村については、周辺の市町村でも近い時期に別段面積の設定がされており、連携して別段面積の設定をしていることが伺えます。

このような状況からしまして、事務局としましては、現状和光市においても別段面積は特段設定する必要はないのではないかと考えております。仮に、和光市で別段面積を設定するのであれば、朝霞4市で連携して別段面積の設定を検討したほうがよいかと思われま

す。他方、昨年の総会において、別段面積を設定する理由として、後継者が農家を継ぎやすくするため、また、農家を続けていきやすくするためとのご意見をいただきましたが、この点につきましては、もしご相談があれば調整区域内においての利用権設定等で個別にご相談に応じることも可能ではないかと考えております。

それらを踏まえまして、和光市農業委員会として別段面積を設定するかしないか、また、設定するのであればその面積と理由をご審議下さい。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

今、事務局で説明されたとおり、農林業センサスが新しい情報に変わっている予定でしたが、まだ変わっていないということです。

加藤委員、どうでしょうか。

○加藤委員 4市で足並みをそろえるというんですから、それでよろしいんじゃないですか。

○柴崎議長 吉田委員はどうですか。

○吉田委員 いや、別に4市と足並みをそろえるということで。あと、50アールに達しなくても、先ほど説明の中で賃貸借をやれば対応できるということですよね。それは相談に乗れば、その人が例えば2アールとか5アールとか10アールしか持っていなくても、別に利用権設定でして、買う面積を足して50アールになれば買えるということになるということですよ

ね。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（高橋） 例えば、仮に10アール今所有されていて、それでも農地を買いたいと言ったときは、買われる農地の面積が40アールあれば足して50アールに達するので、その農地を買うことはできるんですけども、買いたい農地の面積が20アールで残り20アールが

足りないとかというふうになった場合に、そのままの状態では3条の許可要件を満たさない
ので、農地の賃貸借ということになるといろいろ借主の権利が強くなってしまって、貸主の
方がちょっと渋ったりするようなケースもあるものですから、事務局で調整区域内で今耕作
が困難になっているような方をちょっと当たらせていただいて、利用権設定をご提案させて
いただいて、その利用権設定でお借りすることができれば、その買われる面積も合わせて50
アールに達すれば、それは3条の許可の要件を満たす形にはなりますので、そういう形での
対応は可能になるかと思えます。

以上です。

○柴崎議長 よろしいですか。

農業委員会といたしましても、皆さんの農業環境を守るということでやっていますので、
その辺は皆様の要望を取り入れてやっていけるようにと思っておりますので、よろしく願
いいたします。

それではこの議案について、よろしいですか。

採決したいと思えます。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

従来どおり50アールということでお願いいたします。

◎協議事項

①7月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項①7月の農業委員会総会の日程につきまして、事務局より
説明をお願いいたします。

○事務局（青木） 協議事項①7月の農業委員会総会の日程について。

7月の第25回農業委員会総会の日程としまして、22日と27日の2日間を提案したいと思
います。事務局の第1希望としては、7月27日水曜日の午後3時開始でいかがでしょうか。

27日の午後3時を事務局の第1希望として提案いたします。場所は第2委員会室がとれて
おります。日程調整のほど、よろしく願いいたします。

○柴崎議長 7月の総会の日程なんですが、27日でお願いしたいんですが、よろしいでしょ

か。

時間は、27日の午後3時ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、それをお願いいたします。

②利用状況調査の結果について

○柴崎議長 続きまして、②利用状況調査の結果について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(青木) 協議事項②利用状況調査の結果について。

協議事項②の利用状況調査の結果についてですが、まず初めに、お忙しい中利用状況調査に参加していただきましてありがとうございました。今回の2日間で調査した結果に基づいて指導対象と指導方法についてご協議いただきたいと思います。

流れと資料の見方はお分かりかと思しますので省略させていただきます。

それでは、配付した資料の新倉エリアから説明させていただきたいと思います。

A3の用紙の、A3横でつくってある用紙になりますけれども、まず1番のJさんですが、先日の農業委員の皆さんと見たときからタラの木が伐採されていることが確認できましたが、生産緑地で納税猶予が適用されているところですので、もう少し耕作と保全管理をしていただかないと3年ごとの納税猶予の証明書を発行できませんよという形で強めの指導文書の送付と電話連絡を考えております。

2番の亡くなったHさんのところですが、この部分と隣接する農地は管理しているところもあるんですが、2年前のこの時期に大雨が降って土砂が大量に流出した関係もありまして、このような状況になっているところなんです。梅雨が明けて台風が来る前に刈っていただくような通常の指導文書を送らせていただこうと考えております。

3番のKさんは、昨日現場確認に行ったときにちょうど耕運されておりましたので、指導はしない形でいいと考えております。

4番のLさんですが、通常の指導文書を送付する形で考えております。

5番と6番はMさんになりますが、先日きれいに管理していただいたばかりですが、また伸び始めていますので、一度管理していただいたということで通常の指導文書を送りたいと考えております。

続きまして、南・白子エリアのNさんになります。こちらは2年前にご本人が草を刈って

いるときに倒れていたことがありましたので、直接通常の指導文書を手渡して農協の作業受委託制度の利用などを紹介したいと考えております。

次に調整区域にまいります。

1番のOさんですが、この土地のところで転用する意思があるんですが、前回から連続しているということと隣地農地があるので、強めの文書の送付と電話連絡を考えております。

2番のMさんですが、ここだけであれば指導しなくてもいいのではないかという意見もあったんですが、先ほどの新倉エリアでも指導するので、あわせて通常の指導文書の送付を考えております。

続きまして、3番のPさんですが、こちらはきれいに管理しておりまして、指導不要と考えております。

次に、4番、5番がQさんですが、こちらは10月の利用状況調査の指導を受けて管理していただいたところですが、同じくまた生え始めていますので、強めの指導文書による指導と電話連絡による指導でうなるか除草剤をまくかしてもらう形で指導を考えております。

次に、6番、7番のRさんとSさんですが、前は管理していただいていたので連続ではないのですが、腰丈ほど伸びてきておりますので、強めの指導文書を送りたいと考えております。

続いて、最後の下新倉エリアのTさんです。こちらは納税猶予の適用を受けておりまして、柿の木を植えているところではありますが、それが隠れるくらい雑草が繁茂しておりますので、このままでは納税猶予の証明が発行されませんよという強めの文書と電話連絡で説明しようと考えております。

説明は以上となります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

利用状況調査に関してですが、指導対象になる農地が、以前よりも皆様のご協力によりまして大分減ってきました。また、転用により農地ではなくなったところも一部あるんですが、何かご質問、意見等があったらお願いいたします。

Tさんのもう一カ所は大丈夫なんですか。

○事務局（青木） Tさんのもう一カ所はきちんと耕作されております。

○柴崎議長 RさんとSさんというのは前にも出たことがあるんですか。

○事務局（青木） ここは、Uさんが昔所有していました。

○柴崎議長 名義が変わったんですか。

○事務局（青木） 相続により名義が変わったかと思います。

○柴崎議長 どうでしょうか、よろしいでしょうか。

○齋藤委員 事務局の意見でいいと思います。

○柴崎議長 それでよろしいですか。皆さんそういう意見なので、それですばしく願ひいたします。

③その他

○柴崎議長 協議事項③その他、願ひします。

○事務局（青木） 協議事項③その他ですが、和光市農業委員会の来年7月の改選についてでございます。

柴崎会長が作成いたしました和光市農業委員会定数変更案（参考）をもとに協議をしていただきたいと思ひます。

○柴崎議長 これ、私がちょっとメモで作って、そのまま議案書につけてしまったんですが、とりあえず、女性と利害関係のない者ということで2名状況を変えて増やすということなんですが、加藤委員、申し訳ないんですけども、共済のほうはどうでしょうか。

○加藤委員 私も派遣されているだけですから。

私とじゃなくて、共済と話してもらって。

○柴崎議長 これはとりあえず参考に作ったものではありません。

それで目安として地域推薦は現状どおり、8人団体推薦が農協、議会等2人程度の推薦が想定されます。それから、女性は絶対条件じゃないんですけども、入れたほうがいいということで1人入れて、利害関係のない人というのは、これは必須条件なもので絶対入れなければならないんで、1人増やして12人ということでちょっと考えたんですが、どうでしょうか。ご意見があったら。

何も文書がないと先に進まないんでちょっと書かせてもらいました。

○吉田委員 共済はいいの。

○柴崎議長 いいとは言えないんですけども。

○吉田委員 そこが問題だよな。

共済を入れてここの公募に1人入れればいいんでしょう。もし共済が入らなければいけないというのであれば。

○加藤委員 実際に中部共済のほうもつかめていないのかもしれないですよ。合併して委

員を減らして、その中で市町村で1人は置きたいという希望があるけれども、それがどうなるかって。そういう話が全然ない状況です。

○柴崎議長 総会って一年に1回。

○加藤委員 うん。去年、おととしの総会で、広域合併が決まって。

○柴崎議長 そうすると、和光からそういう役員とか出なくなる可能性もあるということですか。

○加藤委員 可能性は、あります。

○柴崎議長 どうでしょうか。こういう考え方で進めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 いいですか、皆さんの了解を得れば、それで次へ進むことができますので。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 ではこういう形でとりあえず進めさせていただきます。ありがとうございます。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 次、諸報告をお願いします。

○事務局(青木) 諸報告①会長専決。

今月の会長専決に関しましては、4条の届出が1件、5条の届出が19件となっております。ただ今写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

補足の説明が1点あります。

議案書の諸報告、会長専決の番号6番から20番についてですが、こちらは現在所有権を旧地番の分筆前の元の地番でみんなで所有している形ですので、現在所有している宅地へそれぞれ個人の所有権を設定するという申請になります。持分の持ち方は自由ですので、中には天文学的な数字の方もいらっしゃいますが、申請の内容としては全部同じものになります。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

(写真回覧)

○柴崎議長 会長専決、写真が回りましたが、ご質問等あったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは会長専決は以上といたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、諸報告②その他。

事務局、お願いいたします。

○事務局（青木） 諸報告②その他ですが、2点ありまして、まず1点目です。

1点目は、和光市産業振興計画見直し検討委員会委員の推薦についてということで、和光市産業支援課から依頼がありました。こちらは平成23年に策定された和光市産業振興計画を見直すもので、年に4回程度の会議を行う予定です。こちらは事前に畑中委員に内諾をいただいておりますので、そのご報告となります。

1点目は以上です。

○柴崎議長 よろしくお願ひします。

次へ行ってください。

○事務局（青木） 続きまして、2点目です。

平成28年度の農業委員研修会についてでございます。

お手元に配付しました平成28年度農業委員農地利用最適化推進委員研修会の開催についてに記載されていますとおり、8月29日月曜日、午後1時半から午後4時まで昨年と同じ羽生市産業文化ホールにて開催されます。当日は市役所に集合していただき、貸切バスで行く予定でございます。詳細な日程は日にちが近くなってからご案内いたしますが、昨年は10時50分に集合していただき11時に出発いたしました。大体同じ形になるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。当日の飲み物と昼食については昨年同様、互助会費から用意させていただいてよろしいでしょうか。なお、お昼の手配等がございますので、欠席の場合は事前にご報告いただきたいと思います。

2点目は以上です。

○柴崎議長 農業委員の研修、8月29日で羽生ということでお願ひいたします。欠席される方は早い時期に事務局に連絡をお願ひいたします。

事務局が1人同行するそうです。

お昼と飲み物は互助会費からということでお願ひいたします。

研修については以上といたします。

次をお願いします。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告②その他の3点目といたしまして、さきの平成28年6月定例市議会におきまして、一般質問で農業振興関連業務の質問がありました内容についてご報告をさせていただきます。

お手元に一般質問発言通告書をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。

今回の一般質問では、1名の議員の方から質問がありました。発言順位2番の金井伸夫議員になります。

質問の内容につきましては、こちらの通告書にありますとおり農業政策の部分の質問になります。

発言順位5番、農業政策。

和光市の農家が購入する農業用資機材の流通ルートについてのご質問をいただいております。質問の概要といたしましては、政府の規制改革会議などを通じまして、日本の農業生産にかかるコストが割高になっている要因としまして、農家に対する農具や肥料等の資材が、こちらの販売が農協経由で取引されており、競争原理が働いていないことが原因として改革案をまとめるという報道がされております。市では、農業者を対象とした補助金を交付して支援を行っているが、農業用資機材の農家の仕入れルートについて、農協の介在によって割高となっていないか現状を確認するといった内容となっております。

これに対しまして、市民環境部長から行われた答弁の内容につきましては、次のとおりとなります。

農業者が農業用資機材を購入する場合には、農協からの購入に限られておらず、価格、品質、専門的指導等の観点から購入先が決定されているものと考えられています。市の都市農業支援事業補助金については、事業にかかる費用も見積書により確認し、事業内容が交付要綱に即しているか否かを審査した上で交付決定をしており、適正に執行していると考えているとの答弁を行っております。

また、この答弁に対しまして再質問を受けております。

農家だよりを配付する際に、農家に資機材仕入れ価格等をアンケートし、市場価格との比較を産業支援課で確認してはどうかといったような質問をいただいております。

これに対しましては、農業者が購入する資機材については個々の農業経営の内容に即して選択されているものであり、価格も含めて検討され、購入されていると考えられることから、アンケートについては行わないと答弁をしている内容になります。

報告は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さんから何かございましたら。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

ちょっと私から1点よろしいでしょうか。

ちょっと個人的な意見なんですけれども、今、廃ポリの処理を認定農業者は無料で、ほかの農家の方はキロ幾らでしたっけ。

(「10円」の声あり)

○柴崎議長 10円とるんですが、そういうのってどうかなと、ちょっと私個人的に思っているんですけれども、そのくらいのものであれば一律、認定農業者や普通農家の方、以前みたいに同一で払うか払わないかと、そういうふうにしたほうがいいのかと思うんですが、認定農業者もなれる方となれない方がいらっしゃるんで、ちょっと不公平じゃないのかなという気がするんですけれども、どうでしょうか。

事務局。

○事務局(渡辺) こちらの措置につきましては、認定農業者さんの支援措置といいますか、認定農業者になったときのメリットというのが今、市の場合ですと補助金の交付とメニューは増えるというところがあるんですけれども、なかなか国の事業ですとか、県の事業では目立ったメリットがないような状況の中で、認定農業者のインセンティブという意味を含めてこのような措置を講じている状況であります。

○柴崎議長 そうですか。あんまり金額としては大きいものではないですが、加藤委員どうですか。

○加藤委員 私は廃ポリ1回ぐらいしか出したことがないんですが。金額は大したことはないといっても、やはりこういう面は一律にしたほうが良いと思います。ほかの面で差をつけてあるんだから。

○柴崎議長 と思うんですけれども。どうでしょう。

吉田委員ありますか。

○吉田委員 認定農業者を何でただにしたのかがわからないので。どうして認定農業者を優遇したんですか。

○事務局(渡辺) こちらにつきましては先ほど申し上げたんですけれども、認定農業者さん

の営農の支援といった意味で、少し厚みをつけたといったようなものが正直なところなんですけれども、当然認定農業者の方が耕作する面積も広いということで、排出される廃材も多くなるのかなというところから、その辺の負担の軽減を行う措置が必要かなというところで、平成25年度から免除という形で取り扱いを行っている状況です。

○吉田委員 みんな免除してくれるのが一番いいんですけれども。

○柴崎議長 みなさん、平等でいいんじゃないかと申しておりますので、一応検討してください。

○事務局（渡辺） 検討課題としてさせていただければと思います。

○柴崎議長 お願いします。

ほかによろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは長時間にわたりまして、慎重審議ありがとうございました。

これで、第24回和光市農業委員会総会を終了いたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 3時20分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年9月6日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 齋藤 定男

署名委員 萩原 正弘